

聖旨の兩年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査照するに、康熙二十一年（一六八二）は循期に該^{あた}応る。擬するに合に進貢すべし。此の為に今、特に耳目官・正議大夫・都通事等の官の毛文祥・蔡国器・鄭永安・王可法等を遣わし、表・咨文を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領し、每船に上下の員役、接封の官伴共に二百二十四員名を均幫し、煎熟硫黄一万二千六百斤・紅銅三千斤・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる磨刀石一百塊・罌屏紙一万張・蕉布一百匹等の方物を載運し、福建等処承宣布政使司に前来して投じて納進し、起送して京に赴き進奉する外、恭しく接封せしむ。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十号半印勅合符文を給して都通事王可法等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 毛文祥 人伴一十三名

正議大夫一員 蔡国器 人伴一十三名

接封の正議大夫一員 鄭永安 人伴二十四名

都通事一員 王可法 人伴五名

在船都通事二員 阮起竜 梁珍材 人伴九名

在船使者四員 孝長安 蔡^一壽 隆存仁 談作揖 人伴十六名

存留通事一員 蔡鐸 人伴五名

在船通事一員 林茂豊 人伴四名

管船火長・直庫四名 林正茂 毛金徳 馬施顧 衛法魯

右の符文は都通事王可法に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十一年（一六八二）十月十二日給す

注*この進貢については「清実録」康熙二十二年十月丁巳の条に記事がある。

がある。

(1) 蔡壽 渡久地親雲上政包。一六四〇—一七〇八年。那霸蔡氏

(渡久地家)六世。この時の職名を大船官舎と記す(「家譜(四)」

二七一頁)。

1-27-12

国王尚貞の、謝恩のため法司王舅毛国珍等を遣わす符文

(一六八三、一一、二)

琉球国中山王尚(貞)、謝恩等の事の為にす。

今、特に法司王舅・紫金大夫・使者・都通事等の官の毛国珍・

王明佐を遣わし、表本を齎捧して官伴・水梢を率領し、海船一隻

に坐駕して土産の金鶴形一对・糸線穿鉄甲一領、鍍金護手護膝各全・鉄盔一頂・金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀一十把・黒漆洒金馬鞍一坐、轡頭踏躑前後牽軸各項目全・金彩画屏風二対・金面扇一百把・銀面扇二百把・水墨画扇二百把・土糸綿二百束・蕉布二百匹・紋蕉布一百匹・土苧布一百匹・胡椒五百斤・紅銅五百斤を装載し、京に赴き謝恩せしむ。

扱りにて今差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して使ならざるを恐る。理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十三号半印勅合符文を給して都通事曾益等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実^ゆに遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して使ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

法司王舅一員 毛国珍 人伴二十五名

紫金大夫一員 王明佐^① 人伴十七名

使者一員 昌威 人伴九名

都通事一員 曾益 人伴八名

在船使者二員 吳輝之 牛秉孝 人伴九名

存留通事一員 蔡応祥 人伴六名

王舅通事一員 李栄生 人伴四名

管船伙長・直庫二名 阮廷章^② 馬施願

右の符文は都通事曾益等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十二年（一六八三）十一月初二日給す

符文

注*この進貢について『清実録』康熙二十三年八月丙午の条に記事がある。

ある。

(1) 王明佐 この謝恩での北京からの帰路、二十三年十月、山東省東昌府で病没した(『家譜(二)』三九〇頁、曾夔の譜)。

(2) 阮廷章 一六六三—一七二二年。久米村阮氏(罕宮城家)四世(『家譜(二)』一五七頁。当該員の人名見出しは廷璋とあるが、誤植と思われる)。

1-27-13

國王尚貞の、進貢のため耳目官吳世俊等を遣わす符文

(一六八四、一一、二五)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。查照するに、康熙二十三年（一六八四）は貢に当るの期なれば敢えて愆越せず。此の為に今、耳目官・正議大夫・都通事等の官の吳世俊・鄭永安・鄭明良等を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。因りて